

2 生活・安心 ～いつまでも元気で心豊かに安心して暮らせるふるさと・北海道

(1) 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進

【結婚や出産の希望をかなえる環境づくり】

■結婚を希望する方への支援

- ・結婚を望む方の希望が実現するよう、ポータルサイトなどによる情報提供体制の整備や結婚に関する相談支援・アドバイス等のサポート体制づくりを進めます。
- ・住み慣れた地域で結婚し、暮らしていくことを望んでいる方が多くのお出合いの機会に恵まれるよう、近隣市町村等が共同で実施する婚活事業など、広域的な連携による結婚サポート事業への支援を行います。
- ・次の世代の親となる若者への意識啓発を図るため、家庭や子どもを持つことの素晴らしさや少子化の現状・課題への理解を深めるための講座やセミナー等を開催します。

■妊娠・出産、子育て支援体制の充実

- ・特定不妊治療や不育症治療を受ける方の心情に寄り添った支援に努めます。
- ・妊娠から出産・子育て期までの切れ目のない支援の推進や子育ての不安解消を図るため、「女性の健康サポートセンター」の相談機能の強化、子育て世代包括支援センターの設置促進、病児等の保育体制整備支援の拡充、地域子育て支援拠点施設の設置促進、障がい等のある子どもへの支援の充実、妊娠・出産から新生児期に至る高度専門的な医療を効果的に提供する周産期医療システムの充実や分娩可能な産科医療機関がない地域の妊産婦への支援、児童虐待防止対策の推進、子育て環境のバリアフリー化促進に努めます。

■周産期医療体制の維持・確保

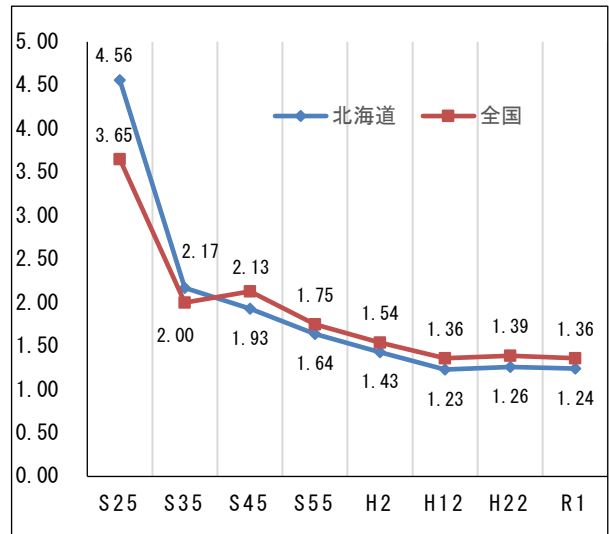
- ・地域で安心して出産できるよう、「北海道医療計画」に基づき、周産期母子医療センター等の整備や産婦人科医師等の確保に努めます。

【安心して子育てできる社会の形成】

■少子化対策の総合的かつ計画的な推進

- ・「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」に基づく第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」により、総合的かつ計画的に少子化対策を推進します。
- ・少子化対策は、社会全体で取り組む必要があることから、市町村、事業者、関係団体等と相互の連携の下、施策を推進します。

〈参考〉合計特殊出生率の推移



〔資料：厚生労働省「人口動態統計」〕

■子育て支援体制の充実

- ・父親の育児への積極的な参加を促進するため、ポータルサイトによる情報提供や企業と連携した父親の意識醸成を図る講座を開催するほか、就業環境の改善を働きかけます。
- ・家庭と仕事との両立を図るため、多様なニーズに応じた保育サービスの提供、放課後児童クラブの設置、ファミリー・サポート・センターの活動促進、母子家庭等就業・自立支援センターによる相談、育児休業制度の普及、両立支援に関する普及啓発等に努めます。
- ・子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、市町村と連携し多子世帯における第2子以降（3歳未満児）に係る保育料の無償化や乳幼児を抱える家庭等の医療費の助成等を行います。
- ・子育て世帯の居住の安定確保を図るため、子育て世帯に配慮した公営住宅などの供給を推進・促進します。

■社会全体による取組の促進

- ・地域の子育て支援の取組を推進するため、ボランティア団体等に対し、「せわずき・せわやき隊」への参加を促進するとともに、子育てと仕事の両立等に取り組む企業・団体による全道規模の組織である「北海道すきやき隊」への登録を促進します。
- ・市町村や関係団体等の連携による子育て支援の仕組みづくりを推進するため、子育て世帯が買い物や施設などを利用する際に特典が受けられる「どさんこ・子育て特典制度」を推進します。

II-2 生活・安心

- ・親子が安心して外出できる環境づくりを進めるため、市町村（公共施設）・店舗・企業等の協力を得て、「授乳」や「おむつ交換」ができる「北海道赤ちゃんのほっとステーション」の登録を推進します。
- ・本道を出産や子育てにやさしい地域としていくため、社会全体の取組として、市町村や企業等との連携・協力を図り、「母になる人への贈りもの運動」を展開します。
- ・公営住宅団地などにおける子育て環境を充実させるため、公営住宅団地における集会所や広場、地域の交流施設などを活用し、地域のニーズに応じた子育て支援の取組や子育て世帯の交流促進を図ります。
- ・都市公園の屋内遊戯施設等について、子育て支援施設としての有効活用を促進します。

■子どもたちの活動拠点づくりの推進

- ・子どもたちが、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれるよう、放課後児童クラブや放課後子供教室の推進を支援します。

■生活保護受給世帯などを対象とした教育費負担の軽減

- ・全ての意思ある高校生等が、安心して教育を受けることができるよう、高等学校等に在籍する生徒の授業料に充てるための就学支援金制度及び授業料以外の教育費負担を軽減するための「奨学のための給付金」制度について、生徒・保護者等への積極的な周知により、対象者の教育に係る経済的負担の軽減に努めます。
- ・私立高等学校等の生徒の教育機会を確保するため、経済的理由により修学が困難な生徒を対象とした授業料等減免を実施する学校法人への支援を行い、保護者負担の軽減を図ります。
- ・私立専修学校に通う生徒が経済的理由により修学を断念することのないよう、生活困窮世帯の学生等を対象とした授業料減免を実施する学校法人等への支援を行います。
- ・私立小中学校等に通う児童生徒の教育機会を確保するため、経済的理由により修学が困難な児童生徒を対象とした授業料等の教育費の支援を行い、保護者負担の軽減を図ります。

■幼児教育に関わる人材の確保

- ・幼稚園教員の安定した人材確保と幼児教育の質の向上を図るため、教員の処遇改善を行う私立幼稚園に対する支援を行います。

■小児救急医療体制の充実

- ・休日、夜間における入院治療を必要とする重症の小児救急患者の医療を確保するため、小児科の輪番制事業により、重症の小児救急患者を対象とする二次救急医療体制の整備を進めます。

- ・小児救急医療体制の充実を図るため、夜間における急な病気、けがなどの際に助言等を行う小児救急電話相談や、地域の医師等を対象とした小児救急に関する研修を実施します。

■保育士の確保と専門性の向上

- ・保育士の専門性や保育の質の確保を図るとともに、キャリアパスの明確化により職場定着を促進するため、保育現場におけるリーダー的職員の育成を目的とした研修を実施します。

【地域全体で子どもを見守り育てる社会づくり】

■子どもが健やかに育つ環境づくり

- ・児童虐待防止対策の充実を図るため、法令等に基づく児童相談所専門職員の増員や虐待対応等に係る専門研修の充実など、児童相談所の機能強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会の活用等、関係機関との連携強化を図ります。
- ・子どもが家庭的な環境の下で安心して養育されるよう、包括的な里親養育支援体制を構築し、制度の普及啓発や資質向上のための研修、相談・援助など、里親支援を総合的に実施します。
- ・児童養護施設等で暮らす子どもの社会的自立を促進するため、退所後の進学や就職の支援の充実に努めます。
- ・児童相談所に一時保護されている児童が、安心・安全に生活できるよう、一時保護所の環境整備を行います。
- ・様々な課題を抱える子ども達が安心して暮らすことができるよう、子どもに対する食事の提供や学習支援などを通じた地域の居場所づくりの取組を促進します。
- ・地域の実情に応じた効果的な支援方策を協議するため、北海道子どもの貧困対策地域ネットワーク会議を通じ、市町村における子どもの貧困対策の取組を支援します。
- ・ひとり親家庭の自立を図るため、資格取得や職業能力開発の支援により、ひとり親家庭の親の就職を促進します。
- ・ひとり親家庭の支援制度の有効活用及び大学進学率の向上のため、各種支援制度や相談窓口、高校・高等教育の無償化等に係るリーフレット等を作成し、市町村や学校との連携の下、ひとり親家庭に対するきめ細かな周知を行います。

(2) 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化

【将来にわたり安心できる地域医療の確保】

■地域医療を担う医師の養成・確保

- ・医育大学や行政機関、関係機関等により構成する北海道医療対策協議会において、地域医療を担う医師の確保、養成に関する在り方を協議・検討し、医師確保対策を総合的に推進します。
- ・地域に必要な医師を確保するため、自治医科大学卒業医師や地域枠医師の配置、道内三医大の地域医療支援センターからの医師派遣を行います。
- ・地域医療を担う医師の養成・確保の取組を推進するため、道外医師や医学生に対する本道への招へい活動を行うとともに、(公財)北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業に助成します。
- ・都市部の医療機関から地方の医療機関へ緊急臨時的な医師の派遣を行うため、関係団体の協力を得ながら緊急臨時的医師派遣事業を行います。
- ・地域医療を担う医師の養成を行うため、医育大学の地域枠入学者等を対象とする修学資金貸付事業を推進します。
- ・専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図るため、指導医の派遣を支援し、地域における専門研修体制を構築します。
- ・地域における総合診療医の確保・活用のため、総合診療専門医を今後の道内勤務につなげる医療機関の取組に対し補助するとともに、総合診療医を目指す人材の確保・養成を支援します。
- ・子育て中の医師等の働きやすい環境づくりを推進するため、相談窓口の設置や復職研修の充実、環境改善を行う医療機関等に対し支援を行います。
- ・初期臨床研修医の道内における就業と定着を促進するため、研修会を開催し、研修医の育成、質的向上を図るとともに、研修医、指導医等のネットワークを構築します。
- ・将来における本道の地域医療を支える人材を育成するため、医学部への進学を目指す生徒に対して、地域医療の現状や医師という職業への理解を深める機会を提供し、地域医療を担う使命感を育成するとともに、教育課程や指導方法の改善・充実を図ることにより、進路希望の実現に向けた効果的な学習支援に努めます。
- ・地域医療に対する理解と意欲を高め、将来の地域勤務を促進するため、医学生等に対し、地域医療に従事する医師や地域住民等との意見交換や交流などの学外実習を実施します。
- ・勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、医療機関が取り組むチーム医療の推進やICT等による業務改革の取組を促進します。

■地域医療の充実

- ・地域住民の医療の確保を図るため、地方・地域センター病院における地域の医療機関への医師派遣や研修会の開催など、地域医療支援機能の強化を促進します。
- ・へき地医療の確保のため、へき地医療拠点病院による、へき地医療機関への支援対策の強化を図るとともに、ICTを活用した遠隔医療システムの導入を促進します。
- ・医療安全対策を推進するため、道及び保健所に設置した医療安全支援センターで、医療に関する患者の相談や苦情等に迅速・的確に対応します。
- ・地域で高度・専門的医療を必要とする方の受療機会を確保するため、固定翼機(メディカルウイング)による患者搬送を行います。

■仕事を離れている看護師等の再チャレンジや看護師等養成所の在学生への支援

- ・子どもを持つ看護師等が働きやすい環境をつくるため、病院内保育施設を運営する医療機関に対する補助を行います。
- ・未就業の看護職員の再就業を促進するため、ハローワーク等の就業斡旋機関と連携しながら、ナースバンク事業の充実を図ります。
- ・平成27年(2015年)10月から開始した看護職の離職時におけるナースセンターへの届出制度を有効活用し、ナースバンク事業をはじめとする再就業促進事業の利用者拡大を図ります。
- ・看護師等養成所の在学生で、将来道内において看護業務に従事しようとする者に修学資金を貸し付け、修学を支援します。

〈参考〉医療施設に従事する者の数・医療施設数

(平成30年)

(人口10万人当たり)

区 分		北海道	全国
医療施設に従事する者	医 師	243.1	246.7
	歯 科 医 師	80.6	80.5
	薬 剤 師	55.0	47.4
	保 健 師	59.6	41.9
	助 産 師	31.8	29.2
	看 護 師	1227.0	963.8
	准 看 護 師	317.9	240.8
医療施設	病 院	10.5	6.6
	一 般 診 療 所	64.2	80.8
	歯 科 診 療 所	55.0	54.3

〔資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」、「医療施設動態調査」〕

※保健師・助産師・看護師・准看護師については業務に従事する者

■救急医療体制の充実

- 救急患者の救命率等の向上を図るため、医師、看護師が搭乗して救急現場等から医療機関に搬送するまでの間、救命治療を行うドクターヘリを道央・道北・道東・道南に導入し、全道を運航圏としています。今後は、ドクターヘリを運航する基地病院の連携を強化し、ドクターヘリによる救急医療体制の一層の充実を図ります。

■医療計画の推進

- 住民、患者の視点に立った良質かつ適切な医療を効率的、継続的に提供する体制を確立するため、医療計画の推進を通じて、がんや脳卒中、糖尿病などの予防・医療をはじめ、救急医療、周産期医療などの主要な事業ごとに、地域における医療機関の機能分担や相互の連携を図ります。
- 第二次医療圏ごとに作成している「地域推進方針」に基づき、各圏域において医療計画の推進を図ります。
- 「北海道地域医療構想」に基づき、急性期から回復期、在宅医療に至るまで、バランスの取れた医療提供体制を確保するため、病床機能転換等の施設・設備整備などを支援します。
- 「北海道外来医療計画」に基づき、診療所が比較的少ない地域での診療従事を促すなど、地域に必要とされる外来医療機能の確保に取り組みます。

■在宅医療の推進

- 道民の方々が住み慣れた地域で療養できるよう、医師、看護師、介護支援専門員などの専門職がチームとして支援するための連携体制の構築や在宅医療を担う人材育成を進め、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応や看取りまで継続して医療を提供できる体制づくりを進めます。

■遠隔医療システムの導入促進

- 地域における医療提供体制を整備するため、ICTを活用した遠隔医療の実施に必要な通信機器等の整備を支援します。

【高齢者や障がいのある方々などが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成】

■子どもから高齢者、障がい者まですべての人が安全に安心して暮らせる住まい・環境づくり

- 低額所得者、高齢者、被災者などの住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向けて、公営住宅などの適切な供給・促進を図ります。
- 誰もが安全・安心に居住できる住まいの供給を促進するため、ユニバーサルデザインの視点にたった公営住宅などの整備を推進します。
- 高齢者や子育て世帯等の居住の安定確保のため、サービス付き高齢者向け住宅や高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録など新たなセー

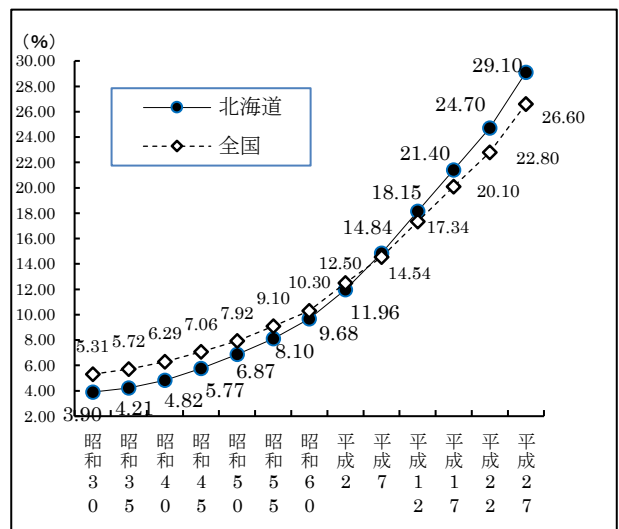
フティネット制度について普及推進を図ります。
 ・安全・安心な地域づくりのため、商品宅配者による高齢者の見守りや配送車へのAEDの設置など、民間企業との包括連携の取組を進めます。

■高齢者の自立と尊厳を支えるケアの確立

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携の強化や認知症施策の推進、生活支援サービスの充実など「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。
- 様々な高齢者に対する生活支援サービスを日常生活の場において適切に提供するため、多様な主体により、地域のニーズに応じて柔軟にサービスを提供できる地域づくりを推進します。
- 市町村が実施する介護予防施策や地域支援事業を支援するとともに、介護予防ケアマネジメントや総合相談等を担う地域の中核機関である地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- 介護サービスを適切に選択できるよう、介護サービス事業所情報の公表や評価を促進します。

〈参考〉高齢化率の状況

(総人口に占める 65 歳以上人口の割合)



[資料：総務省「国勢調査」]

- 利用者に適切かつ良質なサービスを提供するため、事業者に対する指導監査の実施、ケアマネジャーの資質向上、介護現場における身体拘束廃止に向けた取組などを推進します。
- 「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、サービス提供基盤の整備や人材の確保などに努めます。
- 中重度の要介護者の在宅生活を柔軟に支えるため、「小規模多機能型居宅介護」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の両サービスの普及を図ります。

■「北海道障がい者条例」に基づく施策の推進

- 障がいのある方々の権利を擁護し、暮らしやすい地域づくりを進めるため、「北海道障がい者条例」に基づき設置した「地域づくり委員会」において、権利の侵害や暮らしづらさに対する協議・あっせん、地域課題の協議など解決に向けた取組を進めます。

■「意思疎通支援条例・手話言語条例」の普及

- 障がいの有無にかかわらず、全ての道民が共生する暮らしやすい社会となるよう、障がいのある方に配慮した情報保障や、手話が言語であるとの認識を普及・啓発する取組を進めます。

■聴覚障がい者情報提供施設の運営支援

- 身体障害者福祉法に基づく聴覚障がい者情報提供施設における手話通訳者の設置や養成、派遣事業、情報記録物の製作、貸出などの施設の運営に対し支援します。

■地域生活の支援

- 障がいのある方々の地域生活を支えていくため、地域における相談支援体制の充実や、保健医療福祉サービスの基盤整備に努めるほか、市町村やサービス提供事業者・施設等に対する支援・指導等に取り組めます。

■福祉・介護人材の確保と資質の向上

- 介護ニーズの増加に対応するため、介護等に従事する人材の参入促進と定着支援等の総合的な取組を推進するとともに、現任者の資質の向上を図るため、各種研修を実施します。
- 介護従事者の働きやすい環境の整備や人材の定着につながるため、介護事業所の人材育成や就労環境等の改善につながる取組について認証し「見える化」する取組を進めます。

■地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

- 高齢者、障がいのある方々、子ども等の地域の多世代がお互いに支え合う仕組みづくりを進めるため、取組を行う「共生型地域福祉拠点」を支援します。
- 市町村が実施する対象者の属性を問わない相談支援等を一体的に行う重層的支援体制整備事業の取組に対する後方支援を行います。

■介護ロボット・ICTの普及推進と導入支援

- 介護従事者の身体的負担軽減や業務効率化などの労働環境の改善のため、介護ロボット等の使用機会の充実によって普及を図るとともに、介護施設等における介護ロボットやICT機器導入費用の補助を行います。

【道民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防】

■地域保健対策の推進

- 保健所機能の充実強化を図るとともに、専門的な立場から市町村への技術的助言等の支援に努めます。
- 大規模災害時や停電時において被災者のニーズに対応した保健活動を行うため、道立保健所に非常用自家発電設備を整備します。

■がん対策の推進

- がん対策を総合的・計画的に推進するため、「北海道がん対策推進計画」に基づき、がんの予防や早期発見、がん医療の充実、患者・家族への支援、がん教育の推進などに取り組みます。
- 「北海道がん対策推進条例」に規定する基本的施策を着実に推進するため、がん医療提供体制の整備やがん患者団体間の連携の促進、がん治療に係る後遺症への対策、小児がん医療に係る連携体制の整備、がん患者への相談支援体制の充実や治療と就労を両立できる職場環境づくりに向けた支援などに取り組みます。

〈参考〉死因別死亡者数（令和元年）（単位：人）

	総死亡数	うち主な生活習慣病				
		悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	糖尿病	4疾病
北海道	65,498	19,425 (29.7%)	9,578 (14.6%)	4,802 (7.3%)	724 (1.1%)	34,529 (52.7%)
全国	1,381,093	376,425 (27.3%)	207,714 (15.0%)	106,552 (7.7%)	13,846 (1.0%)	704,537 (51.0%)

※悪性新生物=がん [資料：厚生労働省「人口動態統計」]

■健康づくりの推進

- 道民の健康づくりを推進するため、「北海道健康増進計画～すこやか北海道21」に基づき、市町村や関係団体と連携し、「健康寿命」の延伸と健康格差の縮小を目指した取組を進めます。
- 令和2年（2020年）3月に制定した「北海道受動喫煙防止条例」の普及啓発等を行うとともに、受動喫煙防止対策を総合的かつ計画的に推進するため、条例に規定する基本計画を策定します。
- 女性の健康づくりを推進するため、保健所に設置されている「女性の健康サポートセンター」において、女性特有の健康上の相談についてワンストップで総合的に対応するとともに、女性が自らの健康づくりに積極的に取り組めるよう健康保持・予防に関する普及啓発を図ります。

■疾病に応じた保健医療対策の充実

- 感染症発生時に適切に対応するため、「北海道感染症予防計画」に基づき、患者移送や医療の提供など、迅速な危機管理体制を推進します。
- 難病の早期診断が可能となるよう、難病診療連携拠点病院を中心とした医療提供体制の整備を図ります。

Ⅱ－２ 生活・安心

- ・道民の精神的健康を保持・増進するため、心の健康や精神疾患に関する相談・支援を実施するとともに、地域における精神科医療の確保に努めます。

■生涯を通じた歯・口腔の健康づくりの推進

- ・乳幼児期から高齢期に至る生涯を通じた歯科保健対策を推進するため、「北海道歯科保健医療推進計画～８０２０歯っぴいプラン～」に基づき、保育所・小学校等におけるフッ化物洗口の推進や成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保に努めます。
- ・障がいのある人や高齢者等への歯科保健サービスの充実を図るため、障がい者歯科医療協力医の確保や、高齢者等に口腔ケアを提供できる体制の整備を進めます。

（３）豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承

【豊かな自然の価値・恵みの保全と次代への継承】

■豊かな海の環境づくり

- ・川上から川下に至る一貫した流域の環境保全を推進するため、関係者や関係機関などのネットワークづくりを促進します。

■自然環境の保全と適正な利用

- ・本道の豊かな自然の恵みを将来にわたって享受できるように次の世代にしっかりと引き継いでいくため、自然公園や自然環境保全地域などの保護管理、自然公園内の施設の整備などを推進します。

■知床世界自然遺産の保全と適正な利用

- ・「北海道知床世界自然遺産条例」に基づき、知床をより良い形で将来の世代に引き継いでいくため、知床世界自然遺産の保全と適正な利用に向けた取組を推進します。

■自然環境保全に関する普及啓発の推進

- ・自然環境の保全思想の普及啓発のため、ボランティア・レンジャー（自然解説員）の育成研修会や自然観察会を開催するとともに、自然関連情報の発信を行います。

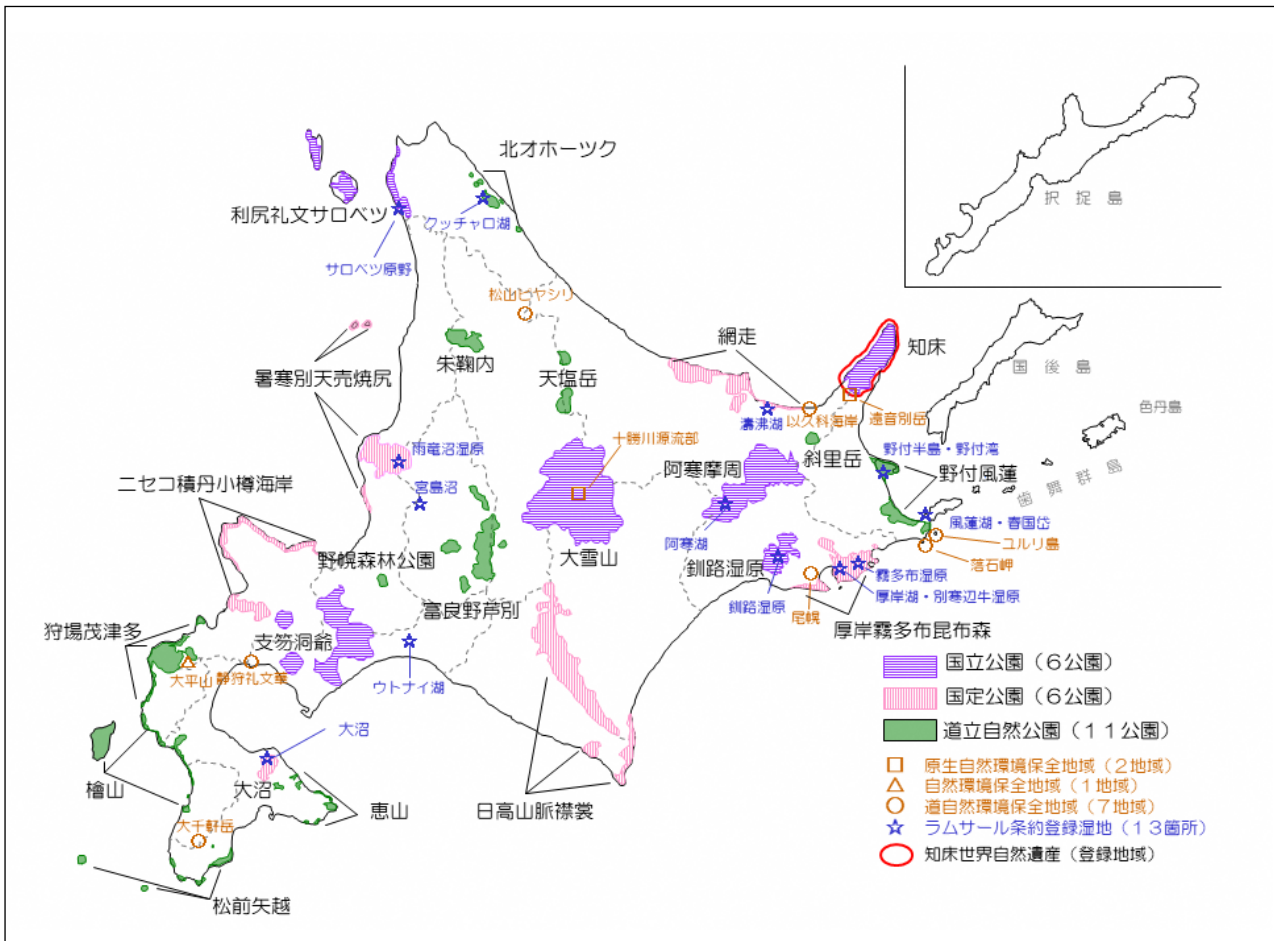
■自然とふれあうための施設の維持管理

- ・道民に自然とのふれあいの機会を提供するため、道民の森、野幌森林公園自然ふれあい交流館や道立公園の適切な維持管理を行います。

■快適な環境の保全とみどりの環境づくり

- ・都市における身近な自然やみどりなどの快適な環境を保全し創造するため、都市公園の整備や維持管理を行います。

〈参考〉自然公園等の指定状況（令和3年4月現在）



〔資料：地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所〕

■豊かな森林づくりの推進

- ・北海道の豊かな森林をしっかりと将来に継承していくため、水資源や生物多様性の保全に配慮するとともに、特に公益的機能の高度発揮が求められる森林においては複層林化・針広混交林化を図るなど、多様で健全な森林づくりを進めます。

■水と緑豊かな公共空間の創出

- ・多様な生物の生息・生育環境に配慮した川づくり、公園づくりなど、生態系や景観に配慮した整備などを推進します。

■「健全な水循環の確保」推進事業の実施

- ・健全な水循環の確保を図るため、上流域から下流域までを一体的に捉え、地域のNPO等が主体となったネットワークの構築や流域の環境保全計画の策定を支援します。

■安全な飲用水の確保

- ・水道未普及地域を解消するため、市町村に対し未普及地域解消計画の作成や、国庫補助制度を活用するなどした水道施設整備を促進します。
- ・「北海道水道水質管理計画」により、水質管理のための検査や連絡体制等の整備を行うとともに、「北海道水資源の保全に関する条例」に基づき、生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源の保全に努めます。
- ・水道事業が抱える中長期的な課題や解決に向けた方針を示す「北海道水道ビジョン」や、このビジョンの地域編である「水道整備基本構想」に基づき、事業統合や管理の一体化、施設の共同化などの多様な形態の広域化を促進します。
- ・地域住民のライフラインである水道水の安全性と安定供給を確保するため、水道施設の耐震化などの防災対策や被災時の応急体制の整備を促進するとともに、水道法に基づく事業認可や立入検査等を通じて、水道事業者等に対する迅速できめ細やかな対応を行います。

■北海道水資源の保全に関する条例に基づく取組

- ・水源の周辺における適正な土地利用の確保を図り、水資源の保全を進めるため、水資源保全地域の指定や土地取引行為に係る事前届出制の実施など条例に基づく取組を推進します。

■水の効率的・持続的な利用

- ・住み良い北国の生活環境を創出するため、水の再利用や合理的利用を促進するなど、水の有効利用を促進します。

■環境影響評価制度による環境配慮の促進

- ・「環境影響評価法」、「北海道環境影響評価条例」の適切な運用を通じ、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際して、事業者

による環境への配慮が適切に行われるよう取り組みます。

■環境の常時監視と発生源に対する監視指導

- ・大気・水環境を保全するため、環境基準達成状況の確認や環境基準の維持・達成の施策検討を目的とした、大気汚染物質や水質の常時監視を実施するとともに、関係法令に基づく工場・事業場への立入検査を実施するなど発生源の監視・指導を行います。

■下水道、浄化槽による生活排水対策の推進

- ・家庭から排出される生活排水による湖沼や河川などの水質汚濁や水辺環境の悪化を防止するため、「全道みな下水道構想Ⅳ」に基づき、下水道や浄化槽など、汚水処理施設の整備を推進します。

■合流式下水道改善事業の促進

- ・雨天時の都市部公共水域汚濁負荷軽減のため、合流式下水道改善事業を促進します。

■地下水の硝酸性・亜硝酸性窒素汚染対策の推進

- ・地下水の汚染改善のため、適正な施肥及び家畜ふん尿や生活排水の適正な処理に向けた取組を道民、関係団体、行政が一体となって推進します。

■ダイオキシン類対策の推進

- ・ダイオキシン類による人への健康や生態系への影響を未然に防止するため、大気・水質・土壌の汚染状況を常時監視するとともに、工場・事業場の排出ガスや排水等の排出基準遵守状況を確認します。

■土壌汚染対策

- ・土壌汚染による健康被害を防止するため、有害物質による土壌汚染の把握に努め、土地所有者等に対し適切な措置を講じるよう指導などを行います。

■化学物質管理手法（PRTR制度）の推進

- ・有害性のおそれのある化学物質の環境への排出量や事業所外へ移動した量を把握し、その集計結果等を公表することにより、化学物質排出量の削減への取組を進めます。

■アスベスト対策の推進

- ・アスベストによる健康被害を未然に防止するため、庁内や関係機関・団体と連携し、継続的な実態把握や道民への情報提供など、アスベスト飛散防止対策に取り組みます。

【人と自然・生き物が共生する社会づくり】

■生物多様性の保全と持続可能な利用

- ・本道の豊かな自然環境を保全し、その恵みを将来にわたって享受していくため、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づき、鳥獣の保護管理、希少野生動植物の保護、外来種対策などの取組を総合的に推進します。

■野生鳥獣の適正な保護管理

- ・「第12次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣保護管理事業を推進します。
- ・「北海道ヒグマ管理計画」に基づき、ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減を図りながら、ヒグマ地域個体群を存続させるための多様な方策を推進します。
- ・特に、近年増加している市街地へのヒグマ出没について、対策手法の実用化に向けた検証を行い、住民の安全確保に取り組みます。
- ・「北海道アザラシ管理計画（第2期）」に基づき、アザラシ類による漁業被害を軽減し、人とアザラシ類との共存を図るための取組を推進します。
- ・野鳥による高病原性鳥インフルエンザの侵入を早期に発見するため、渡り鳥の飛来地の巡視、死亡野鳥調査等を実施します。

■エゾシカ対策の推進

- ・「北海道エゾシカ管理計画（第5期）」に基づき、生息数を適正な水準に減少させるとともに、捕獲個体の有効活用を推進し、エゾシカと人間との軋轢の軽減と共生を図るための取組を推進します。
- ・エゾシカの生息数減少の加速化を図るため、道指定鳥獣保護区等市町村による捕獲が困難な地域において、認定鳥獣捕獲等事業者等による捕獲を実施します。
- ・エゾシカ肉処理施設の自主衛生管理を推進し、安全・安心なエゾシカ肉の提供と販路拡大を図り、地域ブランド化を促進するため、高度な衛生管理を行う処理施設を道が認証するとともに、多くの施設が認証取得に取り組めるよう、専門家の派遣を行います。
- ・認証施設で生産されたエゾシカ肉のブランド化を図るため、動画コンテンツによるPRや、GI登録に向けた環境整備を行うとともに、処理施設の担い手確保を目的としたインターンシップに取り組めます。
- ・エゾシカの有効活用と消費拡大に向け、家庭、レストラン等の様々な場面での利用機会の拡大に取り組めます。
- ・エゾシカのわなによる捕獲効率の向上を図るため、ICTを活用した省力化を検証します。
- ・エゾシカ肉の利用拡大を図るため、狩猟による捕獲個体の食肉処理施設への搬入経費等に対する支援を行うとともに、狩猟者を対象とした衛生管理の知識・技能等習得のための講習会を

実施します。

- ・農業被害を防止するため、市町村が作成する被害防止計画に基づき、地域協議会等が取り組む計画的な捕獲・追い払い・農用地への侵入防止柵の整備・野生鳥獣の有害捕獲活動経費の支援など、総合的な鳥獣被害対策を支援します。
- ・森林被害対策を効果的に推進するため、北海道森林管理局・北海道・試験研究機関からなる「エゾシカ森林被害対策連絡会」において、被害状況や事業計画等の情報共有を図ります。
- ・道有林内の林道除雪によるエゾシカ捕獲環境の整備、道有林を活用した管理型捕獲（モバイルカリング）等の実践・普及により、エゾシカ捕獲を促進します。

■希少野生動植物種の保護

- ・本道の多様な野生動植物を次の世代に継承するため、希少野生動植物種に関する普及啓発、調査研究、監視等を実施するとともに、特に保護を必要とする希少野生動植物種を指定し、捕獲等の規制や流通監視などの保護対策を推進します。

■外来種対策の推進

- ・外来種による本道の生態系等への被害を防止するため、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づき指定外来種の指定を行い、野外に放すこと等を禁止するとともに、特に農業に被害を及ぼすアライグマについて、関係機関等と連携して防除等の対策を促進するなど、外来種対策を推進します。

■動物の愛護及び管理の推進

- ・人と動物が共生する社会づくりなどを推進するため、「第2次北海道動物愛護管理推進計画」等に基づき、普及啓発や飼養施設に対する監視指導等を実施します。

(4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築

【脱炭素型ライフスタイルの促進や水素エネルギーの活用など地球環境保全の取組促進】

■環境配慮意識の高揚

- 地球環境問題は、行政による規制や指導だけでは解決できない問題であることから、道民一人ひとりの環境に対する意識の高揚を図るため、様々な普及啓発事業等による情報提供や環境学習の機会を提供します。

■地球温暖化対策の推進

- 2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、「北海道地球温暖化対策推進計画」に基づき、道民や事業者、市町村等と連携・協働して脱炭素な社会づくりに取り組みます。

■道自らの取組

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「道の事務・事業に関する実行計画」を策定し、自ら排出する温室効果ガスの抑制を図るとともに、道民・事業者の取組を促すことを目的に2050年「ゼロカーボン北海道」の実現のため、全庁をあげて、環境配慮及び脱炭素化の徹底を図ります。
- 「道における環境配慮契約への対応方針」に基づき、道として、効果的・効率的な環境配慮契約の導入を図るため、可能なものから取組を進めます。

■気候変動適応の取組の推進

- これまで経験したことのない猛暑や記録的集中豪雨など、自然生態系や産業、道民生活など幅広い分野において、気候変動の影響や被害が顕在化していることから、北海道における気候変動の影響に対処するため「適応」の取組の推進に向けて、「北海道気候変動適応センター」を拠点として、必要な情報の収集、整理、分析を行うとともに、道民、事業者、行政機関などに向けて必要な情報の提供並びに技術的助言を行います。

■脱炭素モデルの創出・普及

- 道内における脱炭素化のモデル地域を構築するため、地域の現状や課題について調査・分析し、脱炭素化に向けた将来像や具体策の可視化を行うとともに、取組の促進に必要な支援策の検討を行います。

■行動変容の促進

- 道民の温室効果ガス削減に関する行動を促進するため、行動特性を調査・分析の上、行動科学の知見（ナッジ）を活用し、行動変容を促す有効な情報発信手法について検討します。

■地球温暖化防止に向けた森林づくりなど

- 「北海道森林吸収源対策推進計画」に基づき、CO₂吸収量の確保やCO₂の排出を削減するため、森林環境譲与税などを活用した森林整備の推進や、道産木材の利用促進等の取組を進めます。
- 適切に管理された森林の価値向上を図るため、道有林で取得したオフセット・クレジット（J-V E R）を活用し、クレジットを所有する市町村との連携により道内外の企業等に対して販売することで、森林整備に対する理解の促進やカーボン・オフセット市場の拡大、地域の活性化を図ります。
- 温室効果ガスの削減対策のため、市町における「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」の普及・啓発を行います。

■フロン類の管理の適正化などの推進

- オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるフロン類の大气中への放出を抑制するため、業務用冷凍空調機器の管理者による機器点検の実施などフロン類の管理の適正化などを推進します。

■環境に関する国際交流の推進

- 環境に関する国際交流を推進するため、国等と連携を図りながら開発途上国の研修生の受入れや海洋環境の保全を図るための研究交流などを行います。

■環境にやさしい行動の実践の促進

- 環境にやさしい行動を促進するため、環境月間（6月）や春夏秋冬の「道民環境の日」などを中心に、季節に応じた環境配慮行動を道民に呼びかけます。
- 地球温暖化防止行動を促進するため、「北海道クールアース・デイ（7月7日）」の近接する期間において、地球温暖化についての関心と理解を深める取組を実施します。

■民間団体等の自発的な活動の促進

- 地域の環境保全活動を促進するため、（公財）北海道環境財団を通じて、環境保全活動団体への支援、環境セミナーの開催、環境イベント等の情報提供を行います。

■道民・事業者等と連携した環境保全活動の推進

- 道民、事業者及び行政が連携して環境保全活動を推進するため、「環境道民会議」を通じた取組を進めるとともに、道の環境政策に道民の意見を反映させるため、環境保全推進委員制度を運用します。

■北海道グリーン・ビズ認定制度の展開

- ・環境に配慮した事業活動を促進するため、事業所を認定・登録し、金融機関での金利の優遇措置が受けられるようにするほか、道のホームページでPRします。



■環境に配慮する人づくりの推進

- ・「北海道環境教育等行動計画」に基づき、道民一人ひとりが参加し協力しながら、持続可能な社会を築いていくため、環境保全意識を持ち、主体的に行動できる人づくりを進めます。

■地域における自主的な活動の支援

- ・地域における環境学習を支援するため、住民団体や学校等が開催する環境学習講座に講師を派遣する「eco-アカデミア」事業を実施します。

■環境教育の推進

- ・道民が環境問題を身近なものとして受け止め、具体的な環境保全活動へと結びつけることができるよう、子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育等を推進します。
- ・環境教育を推進する人材を育成するため、学校教員・自治体職員等を対象とした実践講座を開催し、学校や地域における環境教育の実践力向上を図ります。

■民間団体等との協働取組の推進

- ・本道の環境保全に貢献を希望する企業の資金を、道内の環境保全や地球温暖化防止に取り組む活動に結びつけ、(公財)北海道環境財団との連携を図りながら、環境教育や環境保全に取り組みます。
- ・本道の環境保全に貢献を希望する企業の資金を、(公財)知床財団及び(公財)北海道環境財団が実施している環境保全活動への支援に結びつけ、両財団との連携を図りながら、知床世界自然遺産及びラムサール条約湿地の環境保全に取り組みます。
- ・企業が発行する環境情報紙を活用した環境情報の発信に連携・協力して取り組みます。
- ・持続可能な地域づくりを進める若い人材を育成するため、企業・団体等の支援を受け、次代を担う子どもたちに、SDGsの視点を活用した環境教育プログラムを提供します。

■環境と調和した土地利用の推進

- ・「国土利用計画」、「北海道土地利用基本計画」など、土地利用に関する諸計画を適切に運用することにより、環境と調和した土地利用を進めます。

■環境重視型社会の実現に向けた住まいづくり

- ・北海道の気候風土に根ざした高い省エネ性能等を有する「北方型住宅」やユーザーに住宅性能等をわかりやすく表示する「きた住まいる」を普及推進します。
- ・住宅分野におけるエネルギー消費量を削減するため、省エネ基準に適合した公営住宅の整備を進めます。

■環境に配慮した公共建築物の整備

- ・地球温暖化への対応や廃棄物等の発生抑制など多様な環境問題に対応するため、断熱性能の強化や省エネ・再生エネルギー設備の積極的な導入、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進など、環境に配慮した公共建築物の整備に取り組みます。

■水素社会の形成に向けた取組促進

- ・水素の利用に関する普及啓発のため、公用車として導入した燃料電池自動車(FCEV)を活用した展示・試乗会等を実施します。
- ・水素サプライチェーンの構築を推進するため、水素の地産地消の検討・誘導を実施します。

■省エネルギー対策の推進

- ・省エネルギーの促進を図るため、小規模事業者に対する普及啓発を行うとともに、ホームページによる情報の提供や表彰等の普及啓発事業、中小企業等が行う省エネルギー設備導入に対する融資を行います。
- ・プラグインハイブリッド自動車(PHV)・電気自動車などの次世代自動車の導入を促進するため、様々な機会を活用して普及啓発を行います。

■再生可能エネルギーの導入促進

- ・再生可能エネルギーの導入促進に向けた取組支援や情報提供を行います。

【北海道らしい循環型社会の形成】

■資源の循環的利用の推進

- ・資源の循環的利用を推進するため、北海道ゼロ・エミ大賞の表彰や3Rハンドブックの配布、3R推進フェアの開催などを通じて、普及啓発を推進します。
- ・リサイクル関連産業の育成や振興を図るため、「北海道リサイクル製品認定制度」や「北海道リサイクルブランド認定制度」により再生品の利用拡大を促進します。

II-2 生活・安心

- ・「北海道グリーン購入基本方針」に基づき、再生資源を利用した製品など、道における環境負荷の低減に資する物品・サービス（環境物品等）の優先的購入を推進するとともに、市町村等での取組拡大に努めます。
- ・「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」などの個別リサイクル法について、制度の普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携を図り、個別分野のリサイクルを進めます。

〈参考〉リサイクル率の推移（一般廃棄物）

区分	リサイクル率（％）	
	北海道	全国
平成26年度	24.6	20.6
平成27年度	24.3	20.4
平成28年度	24.3	20.3
平成29年度	24.3	20.2
平成30年度	23.9	19.9
令和元年度	23.2	19.6

〔資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）〕

■循環資源利用促進税事業の実施

- ・循環資源利用促進税の税収を財源に、産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルに係る設備整備や研究開発への補助、中小企業等へのアドバイザー派遣等の事業を実施します。

■海岸漂着物対策の推進

- ・海岸の良好な景観と環境の保全を図るため、海洋に流出するプラスチックごみの実態調査を行い、効果的なプラスチックごみの流出抑制対策を検討するとともに、国の補助事業を活用し、市町村等による漂着物の回収・処理等を支援します。

■空き缶等の散乱のないまちづくり

- ・美観保持や資源の循環的利用の推進により、快適な生活環境確保に寄与するため、「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」に基づき、清掃活動や啓発活動を実施します。

■産業廃棄物の排出抑制及び循環的利用の推進

- ・産業廃棄物を多量に排出する事業者に対し、減量化に関する計画策定の指導や、最終処分されている産業廃棄物の循環的利用を促進します。

■一般廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用、適正処理の推進

- ・市町村が定める一般廃棄物処理計画の策定について、必要な協力を行うとともに、処理施設の整備及び維持管理の向上について、適切に指導し、一般廃棄物の発生・排出抑制、循環的利用及び適正処理を推進します。
- ・循環型社会の形成を図るため、市町村が作成する「循環型社会形成推進地域計画」について、適切な助言等を行うとともに、人口減少など道

内が抱える課題に対応した持続可能な廃棄物の適正処理を確保するため、さらなる広域化の促進について検討を行います。

■産業廃棄物の適正処理と不法投棄防止

- ・関係機関、団体との連携による不法投棄対策を実施するため、「北海道廃棄物不法処理対策戦略会議」を開催します。
- ・不法投棄等の未然防止、早期発見・早期対応のため、休日パトロールやヘリコプター監視、廃棄物不法投棄等対策指導員の配置等により監視・対応体制の強化を図ります。
- ・民間事業者や道民と協働する監視・通報体制を築くため、産廃110番（フリーダイヤル）の設置により連絡しやすい環境を整えるとともに、不法投棄等撲滅協定を締結するなど不法投棄等防止の情報収集を行います。
- ・優良な処理業者を育成するとともに、啓発資料等を通じた普及啓発を実施します。
- ・焼却施設などの産業廃棄物処理施設や、排出事業者、産業廃棄物処理業者、自動車リサイクル法関連業者への立入検査等により、廃棄物の適正処理や適正な循環的利用について指導します。
- ・不適正処理の改善について指導するとともに、必要に応じ事業や処理施設の使用の停止処分や、許可の取消処分を行います。

〈参考〉ごみ排出量の推移（一般廃棄物）（単位：千ト/年）

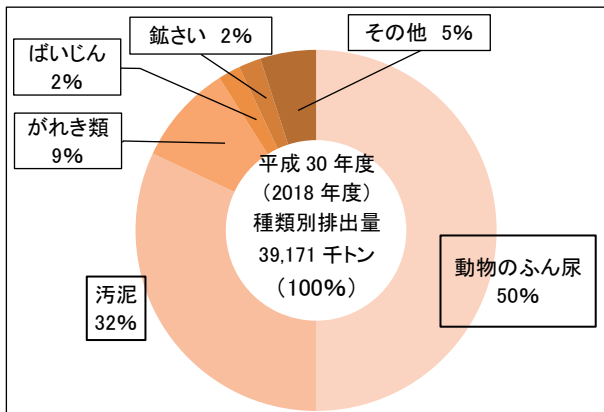
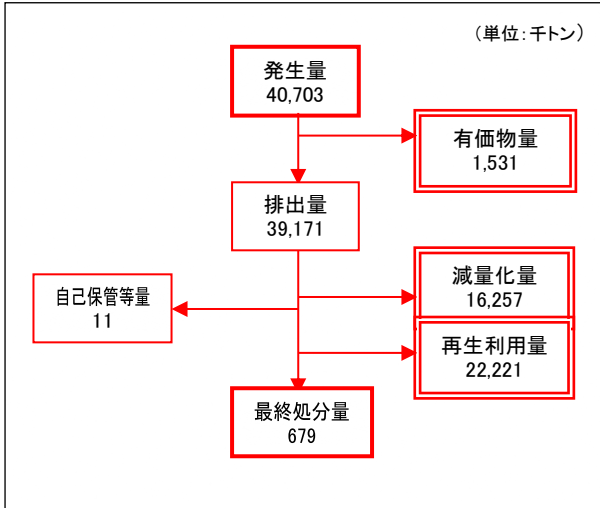
区分		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
ごみ排出量 (千ト)	計画収集量	1,605	1,576	1,561	1,528	1,526	1,528	1,517
	直接搬入量	265	243	244	239	219	227	219
	集団回収量	149	145	140	135	128	121	115
	総排出量(北海道)	2,019	1,963	1,944	1,902	1,873	1,876	1,851
	総排出量(全国)	44,874	44,317	43,981	43,170	42,894	42,716	42,737
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	北海道	1,013	990	984	970	961	969	960
	全国	958	947	939	925	920	918	918

* ごみ排出量は千トン未満四捨五入により端数処理

* 災害廃棄物を除く

〔資料：一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）〕

〈参考〉産業廃棄物の発生・処理状況及び種類別の排出量
(平成30年度(2018年度))



[資料:北海道環境生活部「平成30年度北海道産業廃棄物処理状況調査」]

■PCB廃棄物の適正処理の推進

- ・PCB廃棄物を期限内に確実に適正に処理するため、PCB使用機器等を網羅的に把握する調査を実施するとともに、立入検査等により期限内の早期処理を指導します。
- ・道内のほか東日本の1都18県内の高濃度PCB廃棄物の処理を行う広域処理施設における安全かつ計画的な処理のため、会議等の場を活用して関係機関との連携を図ります。

■バイオマス活用の推進

- ・地域特性に応じたバイオマスの利活用を推進するため、庁内に設置したワンストップ相談窓口で、市町村や事業者への情報提供等を行います。
- ・家畜排せつ物や木質をはじめとする多様なバイオマスの製品化やエネルギーとしての利用などによる地域循環を促進するため、庁内関係部や産学官の連携による総合的な取組を推進します。

■木質バイオマスの有効利用

- ・地域の木質バイオマスをエネルギーとして有効活用するため、森林整備に伴い発生する林地未利用材等の集荷・利用施設の整備を支援するほ

か、林地未利用材の集荷・搬出事例や一時集荷拠点の設置効果、木質ペレット等の低コスト熱利用システムなど、木質バイオマスの生産・利用状況に係る情報発信に取り組みます。

- ・道有林で発生する林地未利用材等について、木質バイオマスエネルギーとして有効活用されるよう取り組みます。

■リサイクル産業振興

- ・リサイクル産業振興のため、産学官が連携してリサイクルの事業化に当たっての課題を協議・検討し、新たな事業展開に向けた取組を促進します。
- ・新たなリサイクル産業を創出するため、産業廃棄物を利用したリサイクルの事業化に向けた調査研究や事業実施に向けた課題解決のための取組に対し支援します。

■家畜排せつ物の利用促進

- ・家畜排せつ物の適正な管理・利用を推進するため、「北海道家畜排せつ物利用促進計画」に基づき、家畜排せつ物の堆肥、液肥等としての有効利用を促進するとともに、関係機関が連携し、指導・助言を行います。

(5) 道民生活の安全の確保と安心の向上

【道民の命と暮らしを守る安全・安心な社会づくり】

■地域社会全体で学校安全に取り組む体制の整備

- ・学校や通学路における事件・事故などの被害から子どもを守るため、学校と地域・関係機関が連携して巡回パトロールを行うなど、子どもたちの安全・安心を確保する体制づくりを推進します。

■地域の安全・安心の確保

- ・「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」に基づき、関係機関・団体等と協働・連携し、犯罪の起きにくい社会づくりに取り組みます。
- ・自主防犯活動を支援するため、防犯ボランティア団体、防犯CSRを行おうとする事業者などへの助言や青色回転灯装備車の普及促進などを行います。
- ・パトロール活動等による警察官の交番不在時における住民サービスの向上や不安感の払拭のため、交番相談員を配置します。
- ・交番機能の強化を図り、パトロール等の制服を見せる街頭活動を強化するため、交番・駐在所への防犯カメラの整備を推進します。
- ・特殊詐欺等の被害のない地域づくりのため、啓発用の動画を活用するなどして地域の住民の意識啓発を行い、高齢者の見守りの担い手となるよう取組等を展開します。

■犯罪抑止対策の推進

- ・子供や女性が被害者となる性犯罪や特殊詐欺事件など、道民が身近に不安を感じる犯罪の発生を抑止するため、予防・検挙活動を推進します。
- ・犯罪による被害の発生及び拡大を抑止するため、各種犯罪の発生状況や防犯対策等の地域安全情報を積極的に発信します。
- ・少年の非行防止及び安全確保を図るため、スクールサポーターを学校からの要請に応じて継続的に派遣します。
- ・社会問題化している危険ドラッグを撲滅するため、「北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例」に基づき指導取締りを行うほか、危険ドラッグの乱用防止に関する啓発に取り組みます。
- ・「北海道再犯防止推進計画」に基づき、犯罪や非行をした人が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう支援する取組を推進します。

■重要犯罪等の徹底検挙

- ・道民の体感治安を大きく左右する殺人、強盗などの重要犯罪を徹底検挙するため、組織の総合力を発揮した迅速・的確な初動捜査の実施、携帯電話や防犯カメラ画像の解析、DNA型鑑定等科学技術の積極的な活用等により、捜査の強

化に努めます。

- ・ストーカー及び配偶者からの暴力事案の被害者の安全確保と行為者の迅速な検挙を図るため、被害者の一時避難を支援するほか、ストーカー規制法をはじめ、あらゆる法律を適用して取締りを行います。

■組織犯罪対策の強化

- ・犯罪組織の弱体化及び壊滅を図るため、暴力団や準暴力団等による犯罪、薬物・銃器の密輸・密売事件及び来日外国人による組織的な犯罪に対する戦略的な取締りを強化するとともに、条例等に基づき、社会全体による暴力団排除活動を推進します。

■テロ等の未然防止対策の推進

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を控え、公共交通機関、ライフライン施設等の重要施設に対する警戒警備を強化するほか、各種イベント等のソフトターゲット対策を推進します。

■サイバーセキュリティ対策の推進

- ・深刻化するサイバー空間の脅威に対処するため、情報収集機能や対処態勢を強化するとともに、サイバー空間における被害予防のため、官民一体となった情報発信を推進します。

■犯罪被害者等支援の推進

- ・犯罪被害者等への総合的な支援を行うため、関係機関・民間団体と連携を図りながら、「北海道被害者相談室」及び「性暴力被害者支援センター北海道」の活動を充実させるほか、心無い言動や無理解による二次被害をなくすための普及啓発活動など、「北海道犯罪被害者等支援条例」等に基づき様々な取組や支援活動を推進します。

■警察活動の基盤の充実

- 治安情勢に対応した警察体制の充実・強化を図るため、現場重視の人員配置や専門的知識を有する捜査官の育成のほか、地域住民の安心のよりどころである警察施設、車両、装備資機材等の整備を推進します。

〈参考〉道内の刑法犯認知件数と重要犯罪認知件数の推移

年 別	刑法犯認知件数	うち重要犯罪認知件数
平成 28 年	32,013	397
平成 29 年	28,160	351
平成 30 年	25,459	328
令和元年	23,607	301
令和 2 年	18,467	306

※重要犯罪とは、殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火及び略取誘拐・人身売買をいう。

※令和2年中の刑法犯の認知件数は、18年連続で減少し、戦後最少を更新。その一方で強制わいせつ、強盗などの重要犯罪や女性・子どもが被害者となる犯罪等、道民の安全・安心をおびやかしている犯罪が後を絶たない。

〔資料：警察庁「犯罪統計資料」〕

■交通安全対策の推進

- 交通事故のない社会を目指し、高齢者の交通事故防止や歩行者・自転車に対する交通ルールの浸透など、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体等と連携した交通安全運動を推進します。
- 交通事故の分析に基づき、悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた指導取締りを実施します。
- 安全で円滑な道路交通環境を確保するため、人口減少や道路環境などの社会環境の変化に即した交通規制の見直しを推進するとともに、規制標識や交通信号機などの交通安全施設については、効果的かつ効率的な整備を図ります。

〈参考〉状態別交通事故死者数

令和2年 全道 144 人

自動車乗車中(二輪を除く) 67人 (46.5%)			二輪 乗車中 (原付 を含む) 25人 (17.4%)	自転車 乗車中 14人 (9.7%)	歩 行 中 等 38人 (26.4%)
乗用 自動車 43人 (29.9%)	貨物 自動車 22人 (15.3%)	特殊 自動車 2人 (1.4%)			

〔資料：北海道警察本部調べ〕

■消費者被害の防止・救済

- 国や国民生活センター、各市町村の消費生活センターなどと連携し、消費者事故情報等の収集と共有に努めるとともに、道民に対し注意喚起情報を周知します。
- 各地域レベルで自治会や社会福祉団体等と連携した消費者被害防止ネットワークの取組を挙げ、高齢者など様々な消費者への効果的な情報周知が図られるよう努めます。
- 道立消費生活センターに相談員を配置し、商品

やサービスに関わる契約や商品の品質、安全性等について、消費者からの苦情相談や問い合わせに適切に対応します。

■公正な消費者取引の確保

- 「特定商取引に関する法律」などの関係法令や「北海道消費生活条例」に基づき、事業者に対する行政処分や指導等を行い、公正な消費者取引の確保を図ります。

■価格安定対策

- 全道に消費生活モニターを配置し、生活関連重要商品等の価格動向や需給状況に関する調査などを行い、広く道民に情報を提供します。

■市町村の相談体制の維持・向上

- 複雑化・多様化する苦情相談に対し、全道で適切かつ迅速に対応できる相談体制の維持向上を図るため、市町村の相談員に対する研修や各種情報提供等を実施し、道民の消費生活の安定及び向上を図ります。

■消費者教育の推進

- 道民の日常生活における製品事故等に関する講座や、高齢者の消費者被害を防止するためのセミナーを開催するなど、消費者被害未然防止の取組を進めます。
- 教員を対象としたセミナーや地域の被害防止に向けたネットワークの充実を図るためのセミナーを開催するなど、地域における消費者教育を推進します。
- ホームページやメールマガジン、道立消費生活センターニュースなどにより、消費生活に関する最新情報やトラブル事例をわかりやすく道民に提供します。

■消費者団体活動の促進

- (一社)北海道消費者協会が行う組織活動や教育講座の開催への助成など、消費者団体の自主的活動への支援を行います。

【豊かな食生活を実現する食の安全・安心の確保】

■愛食運動の実施

- 地産地消や食育などを総合的に推進する愛食運動が道民運動として定着するよう、「愛食の日」や「愛食フェア」などを活用した普及啓発の実施、北海道食育コーディネーターの派遣などの取組を支援します。

■食品の安全・安心の確保

- 食品表示に関する各種情報の電話受付や、小売店に対する表示実態調査の実施、食品表示のセミナーの開催などにより表示の適正化に努めます。

Ⅱ－２ 生活・安心

- ・食品表示制度に関する事業者からの相談に対応するとともに、表示違反の疑いに対しては、調査を行い指導等の措置を行うことにより、食品表示の適正化を図ります。
- ・食品の安全性確保対策を的確に推進するため、「食品衛生法」に基づき、「令和３年度（2021年度）北海道食品衛生監視指導計画」を策定し、食品関係施設への立入検査、HACCPに沿った衛生管理の取組支援や食品の検査及びと畜場における食肉検査などを実施します。
- ・安全で健康的な食環境づくりを進めるため、「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」等による食品等事業者の自主衛生管理の推進、消費者への迅速・的確な情報提供に努めます。

【人々が互いに尊重しあう社会づくり】

■あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- ・家庭や学校、地域社会などあらゆる場を通じて、子どもから大人まで各段階に応じ、人権教育・啓発を推進します。

■効果的な人権教育・啓発の推進

- ・道民一人ひとりが人権の重要性と必要な知識を身に付け、人権への配慮が日常の態度や行動に表れるよう、効果的な啓発手法の検討や人材の育成活用、情報提供の充実強化、相談・支援体制の充実を図ります。

■推進体制の整備

- ・人権尊重の視点に立った施策を推進するため、庁内関係機関の密接な連携を図るとともに、国や市町村、民間団体等とそれぞれの役割に応じて連携し、効果的な人権啓発活動に取り組みます。

■男女平等の視点に立った教育の推進

- ・人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性など学校における男女平等の視点に立った教育の支援に努めます。

■アイヌの人たちの教育の充実や生活・雇用の安定

- ・教育や生活等において、なお道民一般との格差が見られるため、北海道アイヌ政策推進方策に基づき、アイヌの人たちの教育の充実や生活・雇用の安定を図ります。

（６）安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立

【防災体制の整備や防災教育による地域防災力の向上】

■防災訓練の強化

- ・広域の大雨災害を想定した防災訓練や国民保護訓練、石油コンビナート総合防災訓練等を国や道内の防災関係機関と連携の上、実施し、地域防災力の強化を図ります。

■広域的連携の強化

- ・本道における大規模災害に備え、「災害時応援・受援マニュアル」について、防災総合訓練等を通じた実践・検証を行うなど、広域的な応援の受入体制の整備を進めます。

〈参考〉広域応援協定締結状況

協定名	協定日（改正日）
・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	平成8年7月18日 (平成24年5月18日)
・大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	平成7年10月31日 (平成26年10月21日)
・災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	平成9年11月5日 (平成27年3月31日)
・原子力災害時の相互応援に関する協定	平成13年1月31日

■消防・警察体制の充実

- ・消防防災ヘリコプターの道警察との共同運航による24時間運航体制を確保するため、操縦士及び整備士の養成や、格納庫・事務室の整備を行います。
- ・新たに導入したヘリコプターと現有機との2機体制による安全な運航を実施します。
- ・消防の広域化や連携・協力の推進など、消防本部や消防団の充実強化を図ります。
- ・過去の災害発生状況を踏まえた対処要領の見直しや訓練の実施、装備資機材の整備等により、情報収集や救出救助の能力の向上を図り、道警察における危機管理体制を強化します。

■防災関係機関における連携・協力の強化

- ・災害時において、被災市町村等に係る人的・物的両面からの応援や受援が円滑にできるよう、広域に及ぶ大雨災害を想定した防災総合訓練を「防災共通地図」や「災害時応援・受援マニュアル」を活用して実施します。
- ・災害が発生するおそれのある時など、危機対策のため道（振興局）や市町村、防災関係機関等が速やかに情報の共有等を図る必要がある場合において、「危機管理会議（Web会議）」を地

域単位で開催します。

- ・火山災害に対する警戒避難体制を構築するため、地域の火山防災協議会における検討を強化し、訓練を実施します。

■市町村の防災対策への支援

- ・水害や土砂災害に係る避難情報の発令の判断基準の策定支援、市町村が実施する防災訓練や住民を対象とした避難訓練・防災講話・防災研修などの企画から実施までのサポートを行います。

■防災教育の推進と防災意識の高揚

- ・防災教育の担い手及び対象者の拡大を図るため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」を活用し、協働イベントの実施やポータルサイトによる情報発信等を行います。
- ・災害の専門家等を「北海道防災教育アドバイザー」として紹介を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策等を反映した教材の作成や、「避難所運営ゲーム北海道版（D○はぐ）」、「北海D○防災かるた」、「北の災害食レシピ集」、「まさかは必ずやってくる（マンガ、災害映像集DVD）」を活用し、市町村等の防災教育の取組に対する支援を行います。
- ・北海道地域防災マスターとの連携による自主防災組織の拡充支援、NPOとの連携強化、道民一人一人への防災意識の普及啓発などにより、公助はもとより、自助・共助による草の根レベルの地域の防災力の向上を図ります。

■子どもへの防災教育の推進

- ・子どもの防災意識の向上や地域の防災関係機関との連携体制の構築のため、幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校において、体験活動を取り入れた「1日防災学校」を推進します。
- ・子どもが自然災害の危険性を理解し、自他の安全を確保する行動ができるようにするため、防災教育啓発資料「学んDE防災」を活用するなど、学校における防災教育の充実を図ります。
- ・高校生の防災意識の向上や、防災ネットワークを構築するため、令和元年度に本道で開催された、世界津波の日高校生サミットの成果を踏まえ、「北海道高校生防災サミット」を実施します。
- ・道立青少年体験活動支援施設において、関係機関等と連携を図り、避難生活の体験や実践的な防災教育プログラムを実施する防災キャンプに取り組みます。

■災害時のボランティア活動が円滑に行える体制づくり

- ・災害発生時にボランティア活動を迅速かつ円滑に行うため、全道レベルの常設の災害ボランティアセンターの運営のほか、関係機関等の連携

Ⅱ－２ 生活・安心

体制の構築や人材育成等の取組を促進します。

■災害時の避難生活における福祉的支援体制づくり

- ・長期間にわたる避難生活の中で、生活機能等が低下することを防ぐため、官民協働による福祉的ニーズに対応した支援体制の構築を図ります。

【災害に強い地域づくりの推進】

■避難体制の整備

- ・道内の火山観測データの収集、研究分析及び関係機関の連携による住民の安全・火山観測・噴火予知等の火山防災対策の強化を図ります。
- ・地震・津波防災対策を促進するため、市町村の津波ハザードマップ改訂や津波避難計画改訂について、必要なデータの提供やアドバイスの実施等の支援を行います。
- ・地震・津波による被害軽減を図るため、被害想定調査を実施し、被害軽減に向けた対策項目など、減災目標(地域目標)策定に向けた検討を進めます。
- ・防災情報を提供する各種システムにより市町村や防災担当者に迅速な防災情報の伝達を行うとともに、住民に対する迅速な防災情報の提供や防災関係機関との情報共有を図ります。

■高齢者や障がい者など要配慮者への支援

- ・市町村の要請に応じ、社会福祉の専門職員を福祉避難所に派遣するとともに、「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」の活用などにより、災害時における市町村の要配慮者への支援対策を促進します。

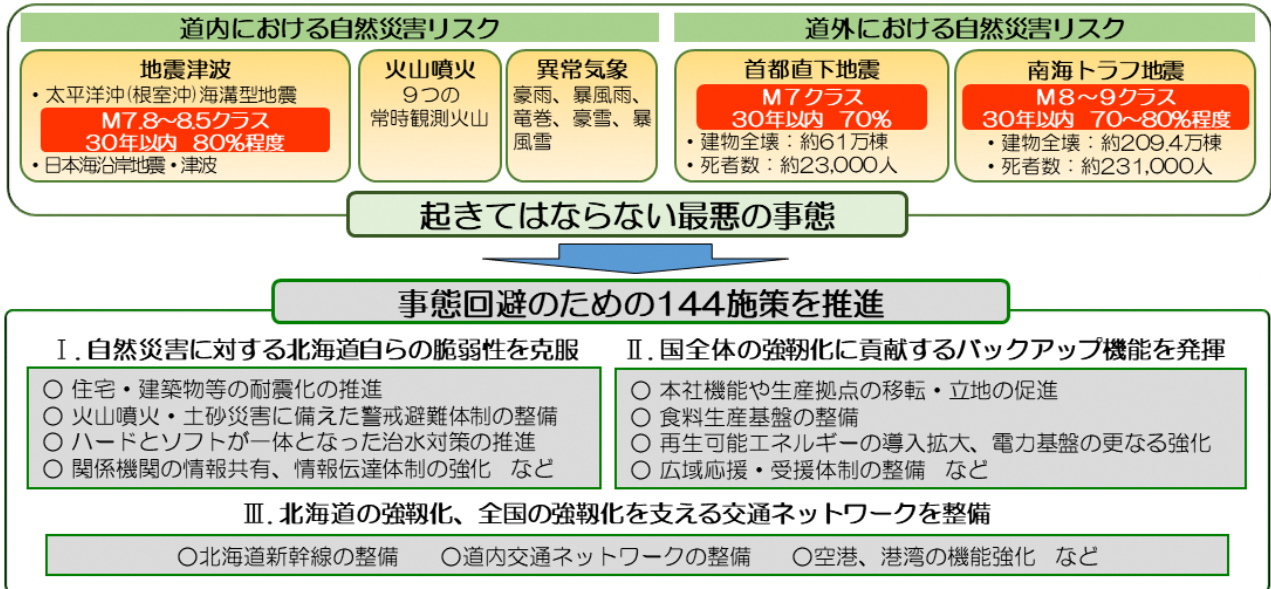
■原子力防災対策の推進

- ・原子力災害時における住民避難等を円滑に実施するため、資機材整備や各種研修の実施などに取り組むとともに、関係町村などと緊密に連携して様々な想定で原子力防災訓練を実施するなど、原子力防災対策の充実・強化を図ります。

(7) 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮

■北海道強靱化計画

北海道自らの強靱化のための防災・減災対策のほか、本道のバックアップ機能を発揮し、国全体の強靱化に貢献していくための施策を総合的かつ計画的に推進します。



【自然災害に対する北海道自らの脆弱性の克服】

■耐震化の推進

- ・避難所となる小・中学校の耐震化を進めるため、非構造部材を含めた耐震化の促進について研修会において説明し、また、補助制度の活用について随時個別相談を受けるなど、安全な学校施設づくりを支援します。
- ・地震発生時に適切な医療提供体制の維持を図るため、医療施設の耐震化を促進します。
- ・児童生徒等の安全な学習環境の整備に資するため、学校法人等が行う耐震診断や耐震補強工事、認定こども園へ移行予定の私立幼稚園の耐震事業に助成し、私立学校施設の耐震化を促進します。
- ・建築物の耐震化を促進するため、民間大規模建築物の所有者が行う耐震改修を支援する市町村に助成するほか、橋梁の耐震補強を推進します。

■都市防災の充実

- ・建築物の耐震改修の促進や緊急時の公共施設機能の維持など都市防災の充実強化など、災害に強いまちづくりに努めます。

■道内交通ネットワークの整備

- ・大規模災害の発生に備え、代替性の確保や耐災害性の強化のため、高規格道路の整備を促進します。
- ・災害時における広域交通の分断を回避するため、救助・救急及び物資輸送のための緊急輸送道路、避難路等の道路整備を計画的に推進します。

■冬期交通の安全確保のための施策の推進

- ・国や市町村との連携により、交差点排雪や、通学路などを中心とした歩道除雪の充実を図るとともに、住民の協力体制づくりを進めます。
- ・道路情報表示装置により、ドライバーへの的確な道路情報の提供を進めます。
- ・インターネットを活用し、リアルタイムな道路交通情報の提供を進めます。

■冬期における道路交通環境の充実

- ・積雪や地吹雪などにより車両の走行に支障をきたしている箇所については、堆雪幅の確保や防雪柵の設置などの取組を進め、冬期間の道路交通環境の充実を進めます。

■国土保全対策

- ・水害や土砂災害、高波・海岸侵食などの自然災害による被害に対応するため、河川やダム、砂防設備、海岸保全施設などの整備及び施設の長寿命化を推進します。
- ・水害から住民の生命や財産を守るため、浸水想定及び河川水位等の情報を提供するなど、迅速な避難に資する取組を推進します。
- ・土砂災害から人命を守るため、気象台と共同して行う土砂災害警戒情報の発表のほか、土砂災害警戒区域等の指定の促進及び現地標識等設置による住民等への周知を図るなど、効果的な土砂災害対策を推進します。
- ・被災地域の速やかな復旧・復興と併せて再度災害を防止するため、堤防や護岸などの機能向上を図る改良復旧を推進します。

Ⅱ－２ 生活・安心

- ・河川の機能を確保するため、従来からの日常管理型の維持管理に予防保全の考えを取り入れた計画的な河道内の樹木伐採、堆積土砂の除去などを推進します。
- ・山地災害に対する早期復旧対策及び山地災害の危険度が高い地区での重点的予防対策を推進します。

■噴火や地震に対する安全性の向上

- ・火山噴火に伴う土砂災害対策として、十勝岳、北海道駒ヶ岳などの監視システムの整備とともに、泥石流、土石流から人命、財産を守る砂防設備の整備を推進します。
- ・火山地域において、治山事業により荒廃地等を復旧整備することを通じ、泥石流や土石流など二次災害の防止対策を推進します。
- ・地震・津波対策として、海岸保全施設や河川管理施設の補強改良及び津波防護を目的とした堤防・護岸・海岸防災林の整備を推進します。

■森林の荒廃の防止

- ・森林計画制度に基づき、適切な森林づくりを推進するため、地域の特性に応じた計画を策定するとともに、森林整備や林道等の路網整備を推進します。また、道有林基本計画に基づいた道有林の整備・管理を着実に推進します。

【国全体の強靱化に貢献するバックアップ機能の発揮】

■企業誘致活動の展開

- ・自然災害や感染症からのリスク分散を背景とした、企業の活動拠点の地方分散化の動きを捉えて、本社機能の移転やサテライトオフィス等の誘致活動に取り組みます。

■食料の安定供給の推進

- ・食料の安定供給を図るため、生産力の強化に向けた基盤整備を進めるとともに、農業水利施設や漁港施設等の耐震化、長寿命化などの防災・減災対策による農漁村地域の強靱化を着実に推進します。
- ・農水産業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保に資する取組を関係団体と連携を図りながら推進します。